

いい顔、ありがとう



●この辺は正解に付ななか  
写つていまつたり、総務課  
企画係（88四）——内線  
——（くじ）連絡くださる  
写真をせしあげます。



### ▲寒割り天気予報表の読み方を話す、阿部さん

「寒割りによる天気予報は、一日二  
十四時間で二時間単位に区切り、その  
二時間の天候で、一日分の天気概況を  
表すものだ……」。一日で合計二日  
分の予報ができるので、一か月分は、

英割りによる天気予報——テレビなどの天気予報とは、ちよつと違う。一月五日の小寒から二月四日の立春までの一ひと月間で、一年分の天気を予想するものである。もともとは、農作物の作柄を占うためのものであり、古くから農家を中心にして受け継がれてきた。しかし今では、科学的な天気予報で、その影も薄くなつた。今なお、これを守り、行つてゐる油島の阿部利作さんをご紹ひします。

# 寒割り『天氣予報官』

附言和作さん（油

75  
歳

「…」と、克明に記されてい  
る。ご希望の方には、寒費  
(コピー代として) でお分  
けするそうであるので、ご連絡いただきたいとのこと。  
ちなみに気になる三月の天  
気は、寒割り予想による  
「大きな風(強風)」が吹く  
日が多く、長びく時もある  
ので、十分用心を」となつ  
て いる。

### 贈与税の軽減額の早見表

賃料を支 けた住まいの 資本収益	収益の税額	減正権の 税額	経減額	総額割合 (%)
200万円	24万円	0万円	24万円	100.0
300万円	56万円	0万円	56万円	100.0
400万円	94万円	10万円	84万円	89.4
500万円	136万円	20万円	116万円	85.3
600万円	181万円	40万円	141万円	77.9
700万円	230.5万円	72万円	158.5万円	68.8
800万円	280.5万円	110万円	170.5万円	60.8
900万円	332.5万円	152万円	180.5万円	54.3
1,000万円	387.5万円	197万円	190.5万円	49.2

詳しくは卷税務署（四〇七二—三五五）へ。

ゼロとなるのは、贈与を受けた住宅取得資金が三百万円以下の場合です。また、贈与額が三百万円を超える場合でも、税金は今までに比べて大幅に軽減されています。（別表参照）

「住宅資金贈与制度」は、二年間の期限付きでつくられた时限制度です。このため昭和五十九年一月一日から昭和六十年十二月三十日までの間に受けた住宅取得資金の贈与に限り、適用されることになります。なお、この制度を利用される場合は、贈与を受けた年の翌年二月一日から三月十五日までに、税務署に申告しなければなりません。

で、土地や建物は対象となりませんからご注意ください。

対象となる住宅は、床面積（マンションの場合は専有面積）が四十（百六十五平方メートル）以上で、贈与を受けた年の翌年三月十五日までに本人がそこに入居する住宅です。

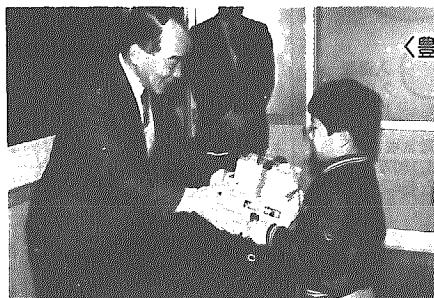
次に、税金の課税額ですが、納める税金が

雪を口マンの素材に…

和納小学校では、今年初めての企画として先月8日、「雪の祭典——雪像づくり」に全児童がチャレンジ。会場のグラウンドいっぱいに各クラスが思い思いの雪像をつくり、豊かな表情をした「大仏さん」や今年の干支の「うし」など、力作がいっぱい。平年であれば2月は雪の一番多いときなのに今年は……。「30センチ足らずの雪で、よくこれだけの作品が……」と審査にあたった先生や見物に訪れた人たちはびっくりしていました。



▲クラスみんなで参加——今年の干支「うし」を作ったのは5年  
竹絹のみんな——どう、この堂々とした姿は……。



（豊かな心を育てる）

お年玉文庫のプレゼント

あ  
しながおじさん  
ありがと

文庫、のプレゼントがあり  
ました。

これはもう十数年も続いているもので、お年玉として寄付されたお金で児童らが好きな本を選んで購入。先月4日、その贈呈式が行われました。

住宅資金贈与制度

「CSLの九九」  
ご存じですか、「住宅資金贈与制度」。聞き慣れない、そしてちょっとと難しそうな呼び名ですが、マイホーム資金を両親などから援助してもらいたいと考えている人には耳よりな制度です。

マイホームを手に入れたいが自己資金だけではとても無理——。こんな話が、若いサラリーマン夫婦などからよく聞かれます。不足分の調達方法として多いのは両親などから援助してもらうというもの。昭和五十九年度の税制改正で創設された「住宅資金贈与制度」は、そのような場合に、親またがは祖父母が、子や孫へ贈与する住宅取得資金について、贈与税を大幅に軽減する制度です。

この制度の対象となるのは、親や祖父母から、住宅取得のための資金の贈与を受けた住宅を新築または取得する人で、贈与を受けた日前五年以内に、本人または配偶者の所有する住宅に住んでいなかつた人。さらに、贈与を受けた年の年間合計所得金額（給与所得の場合は、給与所得控除分だけ差し引いた残り）が五百万元以下の人です。また、この制度でいう「贈与」は、あくまで住宅の新築または取得を目的とする金銭